

第 39 回幹事会

第 1 号議案・経過報告と 2013 年国民春闘方針(案)

I. 2012 年 9 月の大会以降の経過報告と秋年末闘争

1. 2012 年 9 月の定期大会以降の闘いの特徴

(1) 9 月以降の取り組みは原発再稼働阻止の闘い、沖縄返還 40 周年、県知事選挙、全国学習交流集会、公契約運動などを成功させるために、厳しい日程をやり繰りしながらの活動が続きました。こうした運動は情勢を反映した側面もありますが、県労会議への期待が広がっていることを示しています。どの分野でも多くの市民や労働者を結集して集会や行動を成功させてきました。

民主党は 11 月 16 日、衆議院を解散して、12 月 4 日公示、16 日投票の総選挙となりました。衆議院の解散は国民不在の政治を進めた民主党に対する国民の厳しい批判に晒された結果と言えます。民主党も発足当時は国民の運動如何で政治が変わるものと見られてきましたが、消費税増税、原発再稼働や TPP に見られるように、国民の声に背を向けて、なりふり構わない悪政を推進してきました。また、改革をしているかのように装うようになり、国民に向けては、尖閣諸島問題を使って国民の目を政治の行き詰まりから逸らせながら、一方では軍事強化を叫ぶなど、マスコミを使った政治の右傾化も目立つようになりました。また、原発を 30 年代ゼロにするといいながら財界とアメリカの圧力に屈して、国民の 8 割以上が原発ゼロを求めながらもその約束さえ決めることはできませんでした。こうして民主党は国民の立場での政策を何も決めることができず、アメリカと自民党のいいなりになって悪政を推進する中で、国民の閉塞感もますます増大していきました。その結果、政治は憲法を真正面から否定するような発言を容認する風潮が現れ、マスコミもこれに協力するようになりました。マスコミは自民党、民主党に変わる第 3 極の政党が存在するかのようになり、国民を煽り立てることとなり、一方で真面目な議論と政策を提案している政党をメディアから締め出すなど、日本の政治全体が右傾化に大きく傾く状況が生まれました。

(2) 公務員の確定交渉や民間の年末一時金をめぐる闘いでは、野田内閣が 11 月 2 日、国家公務員の退職金を段階的に減らし、今より 14.9%引き下げる法案を閣議決定した。国家公務員の退職金に共済年金の職域加算（民間の企業年金）を加えた給付総額が民間水準より高いため、「官民格差」をなくす狙いとされた改正国家公務員退職手当法は、2012 年 11 月 16 日の参院本会議で民主、自民、公明 3 党などの賛成多数で可決・成立しました。2013 年 1 月から削減するため、衆議院解散前の 2012 年 11 月 16 日の 1 日で、衆・参本会議で民主、自民、公明 3 党の賛成多数で可決成立しました。人事院によると、国家公務員の退職給付の平均支給額は現在、民間水準より約 403 万円高いとされ、退職金を 2013 年 1 月から 1 年半かけ、3 段階に分けて 14.9%削り、2,707 万 1 千円から 2,304 万 5 千円に下げるとしました。

(3) 野田民主党政権は自ら招いた政治の閉塞感を棚に上げて、改革の前進を叫ぶという国民に理解できないキャッチフレーズとともに衆議院を解散しました。最後の支持率は17%台に落ち込み、これ以上の政権維持は不可能という状態でした。しかし、野田政権が断行してきた政治は国民不在、財界・アメリカ言いなりの政治であって、とりわけ、消費税の増税や社会保障制度を自立・自助・共助に変える大改悪、沖縄県民の苦悩をよそにオスプレイ配備を強行するなど、国民の利益に反するものばかりでした。また震災復興予算が自衛隊施設関連費用や原発輸出費用に使われていることが明らかになるなど、自公との約束が裏目となってますます国民から見放される結果となりました

(4) 秋年末闘争の結果から

秋年末闘争は公務員の人勧実施の見送りと退職金削減の法案が国会で可決したことや「制度は国どおり」という国の指導に地方自治体に従った結果、高教組や自治労連の交渉は厳しい内容となりました。県人事委員会では一時金を0.05ヶ月削減としていましたが、高教組ではこれを押し返し0.025ヶ月としました。これで年間では3.975ヶ月となりましたが、高教組では年間臨給が4ヶ月を割り込むことは1960年代の水準に遡ったと批判しています。自治労連は総務省からの引き下げ指導のもとで改悪提案が出されましたが、多くを撤回して継続課題とさせて、非正規労働者の労働条件改善を実施しました。

民間では医労連がストライキを構えて闘い、昨年実績かそれ以上の回答を引き出しました。特に介護施設での回答は介護保険制度の改悪で経営への影響が心配されていた中での前進的内容でした。天神会労組や津山第1病院労組では依然として厳しい状況です。国労は昨年を上回り、生協労組は昨年を下回りました。JMIUは一律部分の底上げを一時金の底支えをしています。

2. 賃金闘争

(1) 公務員の賃金削減の流れ

公務員に対する攻撃は2008(平成20)年6月6日、中央省庁の人事管理を内閣に一元化する「[国家公務員制度改革基本法](#)」(PDFファイル)が参議院本会議で共産党を除く与野党の賛成で可決成立したことに始まりました。2010(平成22)年4月の発足を目指していましたが、公務員制度改革関連法案が衆議院解散にともない廃案になりました。2010年2月19日の閣議では[国家公務員法改正案が決定](#)。5月13日に与党の賛成多数で可決、参院に送付されて、[参院本会議で審議入り](#)となりました。2010年6月6日に自由民主党、民主党、公明党、社会民主党などの賛成多数で成立し、13日に公布される結果となり、執拗に公務員の制度改革が2011年3月の震災と相まって、給与改悪に結びつき、国家公務員給与削減法案となって平均7.8%削減される法律が2012年2月29日に成立しました。その後は解散前の11月16日に公務員退職手当法が成立し、2013年1月1日から403万円削減されることになりました。

こうした法律が成立する背景には公務員バッシングがありますが、私たちの運動が攻撃

を跳ね返し、国民の支持を得られるような地道な運動に発展していないことも反省点です。

1) 県国公と公務共闘の運動

9月の県労大会以降、県公務共闘は県国公が中心となって、11月7日に早朝宣伝行動に取り組み22名が参加しました。県労会議の定例宣伝日に合わせる形で行われましたが、運動が単発で終わったことや全組合員を巻き込む宣伝になり得なかったこと、継続した運動の位置づけが弱いことなどで県民世論を動かす状況にいたりませんでした。公務員バッシングは国民の根強い不信感を政府が煽る形で、給与削減を有利に進めてきた経過がはっきりと見て取れます。今後の改悪を許さない反撃の強力な運動が求められています。

また、岡山県人事委員会に対しても公務共闘として9月26日に要請を行い、人事院勧告に追随することなく、賃金・労働条件の改善・充実を図る勧告を行うことなどの5項目を要請しました。

2) 高教組の確定闘争

①11月20日、高教組は県教委との最終交渉に臨みました。その結果、今年度12月期にかぎり一時金支給割合を人勧の▲0.05→▲0.025月に押し戻し、年間の一時金を3.975月とすること、13年度からは人勧どおり3.95月(▲0.05月)となります。

②通勤手当の全額支給限度額62,000円を64,000円に引き上げ(13.4.1~予定)。

③急補導業務(例えば、夜間に児童・生徒が家出した場合の捜索など)にかかる特殊勤務手当(6時間程度6,000円)を、半分の時間で半額3000円支給できる新たな区分を設ける。

④業務負担軽減のとりくみについて、新たに「チェックシート」を作成し、管理職の意識づけを徹底する。

⑤夏季の特別休暇(6日間)の取得可能期間を10月31日まで延長(13年度から)など。

3) 自治労連の確定交渉

自治労連各単組の賃金確定交渉は、11月16日を統一交渉日として深夜まで行われました。これに先立ち、11月6日には県市町村課と11月7日には県市町村総合事務組合に退職手当について要請を行いました。一時金は2.05ヶ月となり、昨年と同額としました。岡山市職労では公民格差の是正として4月に遡って▲367円となりました。高梁市職労は臨時職員の忌引き休暇を4月から導入する条件を獲得しました。

4) 民間の年末一時金獲得と労働条件改善の闘い

①県医労連は医療経営の厳しさをはね返し、軒並み昨年実績かそれ以上を引き出しました。12月11日現在、主要6単組の平均で、正規職員の年末一時金は単純平均で2.06ヶ月(昨年プラス0.188ヶ月)、一律部分はプラス9千円となりました。(別表)

②国労は西日本で原発事故や台風の影響で日本貨物鉄道は収益源となった昨年を乗り越え、今年を0.9ヶ月増とする2.65ヶ月の回答となりました。

③JMIUは光軽金属で0.4ヶ月減、明治機械が0.1ヶ月積みまして1.25ヶ月を獲得していますが、厳しさに変わりはありません。一律部分を3万円とするなど低額賃金の底上げを

して妥結しました。

5) 今年の終年末交渉の流れ

県医労連：10/26 要求提出、1/7 回答指定日、11/08 統一行動（賃金はほぼ収束）

林精研労組が 21 日全員団交（経営困難の中）

高教組：11/7、11/12、11/16 最終回答、17 日に賃金決まる 11/20 交渉予定
7%カットの 4 年目、3 月で条例との関係は終わるが 12 月に新たな提案が出
され、4.00 ヶ月→3.95 ヶ月への給与変更。55 歳以上の昇給抑制は保障制度を
維持。20 日に最終交渉で特別休暇取得期間の延長や皆勤手当の増額獲得

自治労連：10/中旬～交渉、11/16 最終交渉 55 歳以上の昇給停止と退職金削減が継続。

県国公：退職手当など単組交渉、公務員の賃金引き下げに反対する早朝宣伝行動

国 労：年間臨時給与は春闘で決まり、秋は 2.65 ヶ月

生協労組おかやま：10/9 交渉、正規 1.06 ヶ月、定時 0.75 ヶ月、年間予算を下回る

JMIU：12 月 4 日～14 日に回答、断続的に交渉。結果は昨年を下回る。

3. 憲法改悪阻止、平和を守る闘い

(1) 憲法・安保・核兵器のない世界をなど宣伝・署名行動

1) 憲法・核兵器廃絶の運動では毎月 6 日（岡山県原水協）、9 日（憲法改悪反対県共同センター）中心に昼休み宣伝を継続しています。核兵器廃絶 2012 年国連要請行動が 10 月 7 日～15 日に行われ、7 名の代表が参加しましたがその一人が岡山県からの代表となりました。憲法署名では憲法改悪や国会議員の定数削減が盛んに宣伝される中、憲法宣伝強化に向けて参加を呼びかけながら、戦争反対と議員定数の削減は民意の切り捨てとなることを重点に訴えました。署名数が次第に落ちていますが、更に参加者を増やす必要があります。

2) 安保条約破棄・普天間基地など撤去の活動、日本平和大会など

①安保宣伝では、沖縄東村の高江ヘリパッド建設に反対する署名に取り組みをはじめ、オスプレイ配備に反対する取り組みを強化しました。オスプレイ配備反対の岩国集会在 2 回開かれましたが、9 月 30 日の集会は 1200 人が参加するなど、共同した取り組みも広がり、参加団体が増えました。安保破棄岡山県実行委員会は毎月 23 日を中心に昼休み宣伝を行っています。署名する人の声が聞こえる運動として注目されています。

②9 月 9 日、安保破棄岡山県実行委員会の主催で沖縄返還 40 周年を記念した集いを開催し、沖縄県から伊波洋一（前宜野湾市長）を招き、学習会と同時に、同日に開かれた沖縄県民 10 万人集会に連帯するデモ行進を行いました。安保破棄岡山県実行委員会は県労会議が事務局を担い、安保破棄、オスプレイ配備反対、高江ヘリパッド建設反対を訴える事務局として奮闘しています。9 月 9 日の集会では 207 人が参加しました。

③平和大会（11 月 23 日～25 日 in 東京）を前に、県実行委員会は 10 月 29 日に事前学習会を開きましたが、大会への参加者（8 名）が少ないこともあって、学習会には 7 人の参加しました。講師の中尾安保実行委員会代表は平和大会の歴史と今日的な意義を語りました

平和大会では全体集会に 1500 人が参加をしました。

4. 最低賃金の引き上げなど働くルールの確立や雇用を守る闘い

(1) 最賃引き上げの運動

①最賃引き上げの運動経過は昨年 9 月の第 24 回定期大会で触れましたが、最賃審議会専門部は 8 月 24 日に審議会に対して意見書を提出し、労働局は同日、最賃額を 691 円として、意見を求める公示を行いました。県労会議は 8 月 31 日に異議申し出を行いました。審議会はこれを認めず、当初の意見書に従って 9 月 11 日に結審し、岡山労働局長は最賃額決定（10 月 24 日効力発生）しました。今年最賃額は 6 円引き上げられ 691 円となりました。県労会議は異議申出の中で、この最賃額では長引く経済不況を打開する賃金とはならず、このテンポでは政労使が決めた 1000 円最賃額実現へは 50 年以上かかると批判しました。

②最賃審議会へは 8 月 1 日に専門部委員の推薦を行いました。専任除外で県労会議の推薦する候補者だけでなく、一般公募された候補者がすべて除外されていることを受けて厚生労働大臣宛に 8 月 31 日不服審査請求書を提出しました。

岡山の審議会の対応は、全国と比較しても意図的とも思われる排除が続いています。また、審議会では委員の意見交換の場が傍聴できないだけでなく、意見陳述も認めていません。県労の委員推薦人の排除理由もまともな返事を聞くことはありません。賃金室を通じての回答は、「総合的に判断して」を繰り返すのみです。情報公開もこれまでの経験では黒塗りの開示文書となっており、審議の内容を知ることができない、というのが実態です。

③11 月 8 日に厚生労働省へ提出した専門部委員選任排除の件で再審査請求したことによる意見陳述が行われました。異議申立人のうち 3 人が出席しました。3 年前は陳述人が同席して意見陳述を行っていましたが、2 年前から個人別の陳述とされ、写真撮影も禁止となりました。このことについても、今回は厚生労働省の担当者との話し合い、同席で意見陳述が行えるように申し入れました。厚労省の担当者は写真についても陳述時以外は禁止の措置に理由がなく、前撮りは禁止するものではないと返事しました。

(2) 雇用確保の運動と県就職連の活動

1) 県就職連は 11 月 21 日（岡山労働局）、12 月 19 日（県労政課・県教委）へ要請を行いました。これに先立ち、9 月 4～5 日に中国四国キャラバンが行われ、5 日には岡山県への要請となりました。高校授業料の無償化とされながらも定時制高校や留年生へは適応されない等の実態改善を求めました。県は研究するとしながらも制度適応がないと応じませんでした。

5. 社会保障、増税、教育など国民・県民共同の運動

(1) 社会保障推進協議会の取り組み

1) 岡山県社会保障推進協議会の全県キャラバン

県社保協は、10月30日から11月2日までの4日間に県下27自治体を訪問する「社会保障の充実を求める全県キャラバン」を行いました。

このキャラバンは国保や生活保護、介護などに関する課題を掲げ、国の社会保障改悪の攻撃に反対し、自治体が住民の暮らしといのちを守るために積極的な施策をとるよう要請したものです。今回のキャラバンでは特に国保の資格証発行問題と介護保険の「総合事業」について、実施状況を確認するなど、自治体独自の施策を継続するよう求めました。

岡山県労会議は11月2日を担当日として、津山市、美作市、勝央町、西粟倉村を訪問しました。

2) 子ども子育て新システムに反対する共同行動

9月以降の共同行動は進んでいませんが、保育新システムを導入させない署名に取り組みました。また、12月3日からはじめた公契約キャラバンでは、保育新システムが話題となり、自治体としての準備や対応を聞くことができました。県北の保育所では幼保一体化が進めば、厚労省と文科省の2重行政を心配する声が聞かれました。また、自治体が保育に責任を持つ姿勢に変わりはなく幼稚園と保育園の先生との区別が困難になるが、保育士が多い自治体では一体化しても問題ないとする声が聞かれました。保育の実態改善は切実であり、改善を求める声が行政の事務レベルに届いていないことも分かりました。県保連と共同した自治体キャラバンなども検討する必要があります。

(2) 消費税増税反対の取り組み

消費税増税と社会保障制度の一体改革法が8月に成立しました。

県労会議は11月14日に消費税増税をさせない宣伝署名行動を岡山駅前で行い、12人が参加しました。各界連が毎月行っている宣伝署名行動と同時に、増税を実施させない運動の強化が求められています。

(3) TPPに反対する学習会

東京では毎週金曜日の脱原発行動だけでなく、毎週火曜日にはTPP反対行動が行われていますが、おかやま青年革新懇はそうした動きに連帯する形で、11月20日にTPP学習会を開催しました。

学習会には宇野忠義さん(弘前大学名誉教授)、園原健児さん(岡山県保険医協会事務局長)を講師に14名が参加しました。宇野忠義さんは、「TPPを単なる経済問題、農業問題を主として捉えると本質を見誤ることになる。TPPの最大の特徴は例外を一切認めない点にある」とし、「TPPに参加した場合、①規制緩和・撤廃による産業や国民生活への影響②自動車・電気・機械産業を軸とした通商国家化③農業の順番で影響を受けることになる」と話しました。一般的にはTPPは農業に対する影響が最も大きいとされていますが、「TPPの参加は国内投資から国外投資への代替を促進し、日本経済の空洞化を招く。例外なき関税の撤廃ということは、サービス、投資、知的所有権、政府調達なども含まれる包括的な

ものだ」と説明しました。中でも ISDS（投資家対国家の紛争解決）制度について、「ISDS 制度では、外国企業が進出先の国から不利益を受けたと思えば、国を相手どって訴訟を起こすことができる。そして、仲裁判断は強制力を有し、当事者は必ず従わなければならない。賠償命令なら国が投資家に賠償金を支払い、場合によっては国の制度を変えないといけないこともあるとても恐ろしいものだ」と訴え、「資本の儲け本位の自由な横暴を許し、貧困と格差、経済危機をもたらしたそのありかたそのものが、根本から問われ、転換が不可欠になっている」と説明しました。

園原健児さんは、「これまでアメリカは日本に対して貿易摩擦を解消するために規制緩和による新しいルールづくりを要求してきた。医薬品部分について言えば、中医協への米国業界を含む代表の参加、メーカー希望価格をつける方式の導入、薬事承認の迅速化などがある」とし、「アメリカは完全な自己責任の国で、社会保障はない。公的保険もあるが高齢者・障害のある人、貧困者が対象でそれ以外は民間医療保険に加入している。アメリカの医療費は異常に高い背景には、社会保障理念の欠如と医療も事業という考えがある」と話しました。「すでに日本にもカタカナ生保・損保が氾濫している。公的医療も民間保険会社に管理統制されるアメリカ型民間保険の制限が日本に持ち込まれようとしている。日本の財界も医療・介護・健康関連産業を成長牽引産業とすると主張しており、大変危険だ」と訴え、「TPP に参加は関税引き下げだけでなく、すべての非関税障壁が撤廃される。つまり、どの分野でもアメリカ国内と同じように商売できることを目指している。アメリカンスタンダードのグローバル化だ」とまとめました。

（４）障害者の人権を守る運動

障害者の生活と健康を守る岡山県連絡協議会は 9 月 23 日、2012 年度第 2 回の障害者の人権を考える学習講座を開き、約 30 人が参加しました。講座では 3 人の障害者の方が生活上の不便さやダウン症の子どもさんの就学の課題などがリアルに語られました。障害者の生活支援が不十分なままになっている実態がある一方で、障害者の生活や環境を良くしていこうとする父母や教育者の取り組みもあり、地域や学校の中で支え合うことの大切さが実感されました。講演では中内福成（よししげ）さん（大阪府障害者施策推進協議会委員・障全協会長）が「最近の情勢と暮らしの場を考える～すべての人が住み慣れた街で暮らし続けるために～」と題してお話されました。山内さんは障害者に関わる審議会の委員をされており、「何かあれば直接意見を聞かしてほしい。審議会に反映させる」としながらも、「それにしても審議会はひどいもので、官僚の書いた原案に対して意見を出すと、記録はするのだが原案は変わらない」何故か？と聞くと、「意見は記録している」というだけで全然変わらない。全くどうにもならない審議会だ」と政府機関の実態を暴露しました。また、最近の傾向だが、「何が起きてもおかしくない」として、「国会は民自公の 3 党合意さえあれば、短時間で国会を通過する」「新産業や新市場の創出には熱心で、医療介護の生活支援と言いながらロボット開発に予算をつぎ込んでいっている」と話して、「生活保護に対するバッシ

ングなど権利としての社会保障のあり方が問われている」と力説しました。

(5) 各種研究集会の取り組み

1) 人権連が昨年 2 月 4 日(土)に岡山県地域人権問題研究集会を開いたことを契機に、2013 年の開催に向けて実行委員会が結成され、2013 年は 2 月 2 日に開催される運びとなりました。憲法に基づいた人権の確立をテーマに議論が進んでいます。県労会議は労働と人権の分科会を担当し、研究集会以後も実行委員のメンバーと研究会を重ね準備をしてきました。

2) 岡山県の教育問題を論議し、課題解決をめざす教育研究集会の実行委員会が 9 月 28 日に結成されました。集会の名称を『子育て・教育につどい 2013』とし、2013 年 5 月 19 日に開催されます。岡山教育文化センターは 10 月 29 日に岡山県に対して「正規職員の大幅増を要請して懇談しています。岡山県のいじめ問題は 1000 人中 5.7 件とする報道(11 月 23 日)もあり、全国的にも高い水準です。

3) 10 月 6 日～7 日、労働者教育協会主催の全国学習交流集会が倉敷で開かれ、全国から 600 人超が参加しました。県学習協は県内の労働組合団体と実行委員会を結成して、昨年からは準備を進めてきましたが、当日は裏方として役割を果たしたと同時に、県労会議議長が現地実行委員長として奮闘しました。

尾崎恵子さん(ANA 客室常務員)と関野秀明(下関市立大学)の講演は好評で、分科会や交流会でも大いに盛り上がりました。

4) 9 月 1 日～2 日、私たちのまち岡山を考える 60 万市民の集いが開かれました。実行委員会には県労おかやまが参加して集会成功のために奮闘しました。

(6) いのちと健康・労働安全衛生の取り組み

1) 11 月 17 日、県過労死連絡センターは近年増加している職場における「いじめ・パワハラ」についての学習会を行いました。また、学習会前に「過労死防止法」の制定を求める街頭宣伝を行いました。雨天にもかかわらず 10 人が参加し、署名 52 筆を集めました。

午後から学習会が開かれ、弁護士の山本勝敏さんがいじめをテーマに講演を行いました。山本勝敏さんは、「集団内において、いじめを行う者の行為に対して、周囲の人が抑制をかける反作用が働くことでいじめの深刻化を防ぐことができる。反作用が機能していない集団ではいじめが深刻化する」と話しました。また、いじめ集団の四層構造モデルが紹介され、「被害者を真ん中にし、周囲に加害者がおり、被害者を人格的に支配する。さらに、観衆と傍観者がいる。こうした四層構造でいじめは構成されている」として、「観衆とは加害者を周辺で支持し、いじめを促進する共犯的な関係にある者。傍観者は仲裁者にもなり得るが、仲裁するものが一人もない場合、傍観者はいじめを暗黙に支持することになり、いじめは増々ひどくなる」と説明しました。

2) じん肺・アスベストをなくす取り組み

2012年10月4日、恒例となったじん肺キャラバンが行われ、中国ブロックとして建交労が中心となり、岡山県、労働局、農政局への要請と懇談を行いました。

アスベストについては、建設現場で建材に含まれるアスベスト（石綿）にさらされ、肺がんや中皮腫など深刻な健康被害を受けた首都圏の建設労働者や遺族337人が、国と建材メーカー42社を相手どり賠償を求めた訴訟の判決が12月5日出されました。

東京地裁の始関正光裁判長は、「国は1972年頃にはアスベストが重篤な疾患を発症させる危険性を認識しており、81年までに防じんマスクの着用や警告表示の義務付けなどの新たな規制措置をとればそれ以降の被害拡大を相当程度防ぐことができた」と、国の規制権限不行使を断罪し、原告170人について総額10億6394万円の賠償を命じました。

「一人親方」「零細事業主」については労働安全衛生法の保護対象に含まれないとして請求を棄却しました。また、被告メーカー群の製造した建材に含まれる石綿で各原告が発病したと指摘したものの、個別メーカーの製造責任とメーカー間の共同不法行為については認めませんでした。

アスベスト建材を扱った時期や場所の特定が困難な建設労働者らが全国6地裁で起こした建設アスベスト訴訟の判決は、訴えを退けた5月の横浜地裁につづき2件目であり、原告勝訴の判決は全国初となりました。

(7) 原発ゼロをめざす行動

県労会議が事務局を担うイレブンアクション岡山実行委員会は2012年7月27日（金）から毎週継続して、中国電力岡山支社周辺デモ行進を行っています。9月11日にはイレブンアクションの運動1周年を記念して昼デモに取り組みました。11月14日の全国100万人連帯行動では、雨の中140人が参加して集会とデモ行進を行いました。集会ではママアクション（県知事に手紙を届ける会）から連帯の挨拶を受けました。11月22日には鳥取県北栄町に19人が参加して風力発電を視察、町職員から説明を受け懇談を行いました。来年3月11日は震災・原発事故2周年となります。県内の団体との共同で3月10日に原発ゼロのパレードが準備されています。

6. 組織拡大・強化の取り組み

(1) 女性部

12月19日、11年度第1回会議が開かれました。情報交流を基本に情勢を確認して、女性の権利を中心に春の宣伝行動が確認されました。2013年1月13日の成人式（岡山市）では7人が参加して、「成人式おめでとう働く女性の権利チラシ」を600枚配布しました。女性部は2月17日に総会を準備しています。

(2) 青年部

現在、県労会議青年部に結集している組合は医労連・自治労連・生協労組・JMIU・高教

組の 5 組合です。青年部会を重ねるごとに明らかになったことは、青年の忙しすぎる実態のために、①労働組合に加盟してはいるが労働組合とは何かを把握していないこと、②全労連をはじめ岡山県労働組合会議になぜ結集しなければいけないのかが不明確になっていることです。

また、福保労などに参加を呼びかけているものの未結集になっています。

(3) パート・臨時労組連絡会

パート・臨時労組連絡会は 12 月 1 日に第 12 回総会を開きました。総会では、講師として市場恵子さん（社会心理学講師・カウンセラー）を招き「働く女性の苦悩、子どもの貧困」をテーマに記念講演が行われました。また、総会へは 44 名が参加をして活発な討論が行われました。

(4) 争議組合支援の活動

1) 山陽交通労組の山上均さんの解雇撤回に向けて、公正裁判を求める署名を継続します。
2) 日本航空の乗務員とパイロットの整理解雇の裁判闘争を支援して街頭宣伝に取り組んでいます。日本航空の裁判は 3 月に東京地裁で原告の請求棄却という不当判決が出され、12 月には高裁での弁論が始まっています。勝利まで、国家的不当労働行為に対する支援を継続していきます。

3) 高梁市職員森宏之さんの過労死事件は、8 月 29 日、岡山地裁が公務災害基金の「公務外」との決定を取り消した判決について、基金は不当にも 9 月 11 日控訴しました。過労死から 8 年、提訴から 4 年が経過しての判決でしたが、高裁に向けて引き続き支援を継続が必要です。

4) 県貨物運転手・中上孝志さん（当時 53 歳）の地裁判決では、11 月 22 日に岡山地裁倉敷支部が会社の責任を認定して、原告（中上さん家族）の損害賠償を認定しました。しかし、会社側は控訴しています。労災申請は高裁で棄却（11 月 27 日）されました。

中上さんは、長時間の運転に従事していたことと、配車を担当する上司から差別的嫌がらせを受け、心身ともに疲労してうつ病を罹患していました。中上さんは水島から名古屋に運んだ荷物を壊す事故を起こし、会社上司から責任を追及されて自殺に至った、という経過があります。

7. 革新県政をめざす取り組み

(1) 民主県政をつくるみんなの会の取り組み

1) 2012 年の知事選挙に向けて、「民主県政をつくるみんなの会」は 2012 年 8 月 10 日の大西幸一氏出馬表明以降に活動を本格始動させ、候補者選考委員会、組織財政委員会、政策委員会などの議論をはじめ、幹事会や代表者会議などを通して、それまでに発行した政策パンフ（県政レポート NO. 1, 2）を生かして、組織内政策ビラを作成して宣伝を行いました。

知事選挙は10月11日公示、28日投票で闘われ、みんなの会は大西幸一氏を筆頭に政治団体・「住民こそ主人公・県民の会」を立ち上げて闘いました。結果は、伊原木隆太氏が、35万8564票を獲得して当選しました。大西幸一氏は3万3577票（得票率5.7%）を獲得しましたが及びませんでした。他の候補者の得票は、一井暁子氏18万8089票、山崎俊一郎氏1万3893票でした。16年ぶりの新しい知事を選ぶ今回の選挙は、国の悪政にどのような態度をとる知事を選ぶのか、県民のいのち暮らしを最優先する県政を実現するかどうかで争われた選挙となりました。当選した伊原木氏は「民間の手法での県政運営を」と主張しており、自治体の役割がどうなるのか不安が広がっています。また「現県政から大きく舵を切ることにはしない」と県民に冷たい県政の継承を表明していますから、県民のくらしの目線での運動がさらに重要になっています。選挙結果は、「会」としての日常的な取り組みの重要性を痛感するものとなりました。今後、県知事選の総括をすすめていきます。

2) 県労会議は事務局団体として、或いは議長や事務局長が応援弁士としても奮闘しました。公務員組合では支持決議も含めて十分な取り組みができず、民間組合では政治闘争や選挙闘争への躊躇が出るなど、力を出し切ることができなかったことは今後の課題です。組合の性格や任務、或いは憲法に保障された権利の行使などについての学習の大切さが浮き彫りになりました。橋下大阪維新の会が執拗に行った労組攻撃や公務員への思想攻撃は岡山県知事選挙でも確実に影響しました。また、便宜上、政治団体を立ち上げて闘うことが支持政党の自由と混同されるなど、労働組合の首長選挙への戸惑いも見られました。一方、県労おかやまでは岡山市長選挙の経験をもとに、事務局を於いて奮闘したことは貴重な教訓でした。

3) 今回の選挙での教訓の第1は県政への日常的な学習と要求闘争が欠けていたことです。第2は県労会議の地域組織が県内のあらゆる地域で確立していないため、活動の拠点づくりや運動の経験が積み重ねられていないことがあげられます。第3は労働組合運動の中に基本学習が定着していないために、組合運動の性格や任務への認識が弱く、選挙活動が消極的になりました。実践不足も要因です。第4は地域を対象にした運動の弱さです。労働組合が地域に出て宣伝・署名を訴えるなど、基本的な活動があいまいになっていないか検証する必要があります。

8. 労働相談

(1) 労働相談活動と全労連のホットラインの取り組み

労働相談は2012年1月から12月末までに新規の相談を452件受け付け、組合に組織しながら個別企業との交渉を行いました。

ひとりでも入れる地域労組の組織人員は12月末で95名となっています。また、地域労組の1年間の活動の中で、19の企業との交渉を行い11の事案で和解を勝ち取っています。

(2012.11.10 第30回定期大会)

9. 労災職業病・過労死センターの活動

労災・公務災害の認定闘争では高梁市職員過労死の公務災害認定を岡山地裁で勝ち取り、県貨物運転手過労自殺では岡山地裁倉敷支部で企業責任を認める損害賠償請求に勝利しました。過労死防止基本法制定署名の運動に結集して、2012年は2回の宣伝を行いました。

II. 2013年春闘方針

【2013年春闘スローガン】

変えよう 職場・地域と政治、勝ち取ろう 賃金・雇用・暮らしの改善

《2013年春闘の焦点と基本の構え》

(1) 経済、財政の危機的状況が続き、政治的にも激しい変化の中にある2013年春闘は、労働者・国民の暮らし、権利、いのちを守る要求にもとづく共同のたたかいをさらに強める必要があります。

犠牲と痛みを労働者・国民に押しつけ、一握りの投資家や大企業の利益擁護を優先する政府・財界への反撃の共同を挙げ、社会的な運動を背景に職場の取り組みを強めます。

日米安保体制を深化させ、アメリカの戦争に自衛隊が参加することに道を開く改憲や日本の軍事大国化をめざす動きへの危機感を共有し、憲法擁護の共闘を前進させます。

東日本大震災からの早期復興、被災者の早期生活再建と、原発ゼロの日本をめざす共同の取り組みを継続、発展させます。

(2) 職場と地域から、運動を飛躍的に強化し、要求と運動の多数派となることをめざします。目に見え、音が聞こえる行動を具体化し、2月20日の地域総行動や3月14日全国「50万人総行動」などの集中点を作り出すことに挑戦します。

賃金、労働条件改善、雇用の安定と社会保障拡充要求の前進・実現を運用と制度改善の両面から追求し、暮らしと働き方の水準底上げ、改善をめざします。

大企業中心、経済効率重視の社会から安全・安心な社会への転換をめざす国民共同の前進に積極的な役割を發揮し、単産と春闘共闘の影響力拡大を追求します。

(3) 2013年春闘では、労働者をとりまく情勢の内、次の3点を焦点に取り組みを具体化します。

1) **第1に**、欧州の財政危機が日本にも波及し、リストラ合理化を繰り返す大企業の経営失敗もあって、国内の中小零細企業の経営が圧迫され、雇用にも悪影響が出はじめています。加えて、日本の尖閣列島国有化を契機とした中国との摩擦、金融円滑化法期限切れを前にした金融機関主導の企業淘汰などが国内経済の不安定要因となり、これらを口実にした財界、大企業の攻撃が激化しています。

今の財界の攻撃の特徴は、原発輸出にも象徴されるような、なりふり構わぬ外需依存を維持、強化し、個別企業の生き残りを最重視していることにあります。そのために、国際競争力のある成長分野に投資を集中させ、国内での生産体制、サプライチェーンの見直し

(リストラ)と海外への生産拠点移転を同時に進め、法人税減税や規制緩和、社会保障改悪など企業のコスト削減となる施策の追加実施を求めて政府への圧力を強めています。

国民には自己責任を迫りながら、企業への手厚い保護を求めるという身勝手さを財界・大企業は隠そうともしていません。このことに目を向け、財界・大企業の横暴批判と、反撃を強めます。

2) **第2**に、政治は、財界・大企業の身勝手な要求、圧力に屈し、原発政策や税政策にも象徴されるように、成長戦略と多国籍大企業の儲けの場の確保を重視する政策決定を繰り返しています。

また、尖閣列島問題などを最大限利用し、日米安保体制の再強化と日本自体の軍事大国化をめざす勢力の勢いが強まっているとも軽視できません。

国民要求との矛盾が深まる政治状況のもとで、国民世論を軽視した「決断できる政治」、強権的手法による閉塞感打破を掲げた右傾化を競いあう事態も急速に進行しています。

労働者の要求前進を妨げ、痛みと我慢を強いる政治が強まっている状況をふまえて、くらし、いのち、平和を守る取り組みでの共同を前進させます。

3) **第3**に、電機、自動車、電力などの大企業労組は、労働者や地域の中小零細企業に経済危機の犠牲を転嫁する大企業経営への抵抗を弱める方向にある。連合は消費税増税や社会保障改悪に賛成するなど、労働者・国民要求との乖離を広げています。年末の東京都知事選挙では、連合東京が、石原後継の候補を支持するところまでの変化が起きています。

世界的に景気後退が長期化するもと、先進国では緊縮財政への反撃の先頭に労働組合がたっていますが、日本のたたかひの現状はそのレベルに達していません。背景に、企業内労働組合主義の弱点があることを確認し、たたかう労働組合としての社会運動での役割を積極的に果たす春闘に取り組みます。

I. 情勢の特徴 (全労連幹事会議案書による)

1. 2013 国民春闘は、世界と連帯したたたかひの強化が求められる

10月に東京で開かれたIMF総会でも、世界的な経済停滞の状況を克服する明確な方向を示すことができず、2012～2013年の世界経済の見通しを7月時点から下方修正する状況でした。欧州・ユーロ圏は2012年をマイナス0.4%と見込み、この影響で、中国やブラジルなどの新興国の経済成長も減速しています。

アメリカや日本などが景気対策として進める金融緩和のために国債(政府債)を中央銀行が引き受ける「量的緩和」による投資の過熱や、財政危機への懸念を表明するものの、政府は一部の富裕層の「金あまり」状況を背景にしたマネーゲームへの規制策には一切踏み込まませんでした。緊縮財政と増税による経済、財政危機への対処方向しか道を示していないことが、世界的な経済危機を長期化させ、デフォルト(国家的な債務不履行)の懸念を高めています。

このように、世界の経済状況は、'13春闘を前に、中期的な不透明さを増しています。

貧困と格差の拡大など、マネーゲームの失敗が労働者・市民にしわ寄せされる状況に、ギリシャでの連続したゼネスト、スペイン、ポルトガル、フランス、イギリスでの抗議デモ、インドネシアでの 200 万人規模のゼネストなど、世界各地で労働者と市民が共同したたたかいが相次いでいます。

2. 消費税増税など内需を冷え込ます施策の中止を求める暮らし改善の運動が求められる

8月に、「社会保障・税一体改革法案」が強行成立させられ、2014年4月からの消費税増税に向けて動きだしました。

増税前提の財政再建を口実にした生活保護基準引き下げなど、国民生活関連予算の削減が強められる一方で、大企業が求める成長施策具体化が、日本再生戦略（2012年7月閣議決定）にもとづいて進められています。

東日本大震災復興予算が産業空洞化対策などの口実で大企業支援に回され、防災名目で公共投資の全国的なバラマキが行われているように、労働者・国民のくらしの困難さや中小零細企業の経営難を顧みない予算のムダ使いが日本再生の口実で進められる危険性は強まっています。また、「アジアの成長を取り込む」として、原発をはじめとする産業インフラの輸出が重視され、TPP参加などの自由貿易拡大を急ぐ状況も強まっています。

加えて、国内での再配分機能の低下に目を向けずに、日銀が銀行の保有する国債を買い取る量的緩和が繰り返されています。さらに、「国民会議」を設置して社会保障改悪を一気に推進しようとさえしていることは更に危険な動きとして注目されます。

大企業などに過剰な流動性資金が滞留する状況を改めるためにも、国内需要の柱である家計消費の拡大は緊急の課題であり、その実現を求める国民運動が重要になっています。

3. 即時の原発ゼロの決断を政府に迫り、福島原発事故被害者への完全賠償と現状復帰を

福島原発事故の収束のめども立たないうちに、新たな原発の建設を再開する動きが強まり、過酷事故への責任を自覚しない「原子カムラ」が無反省で破廉恥なことも表面化しました。9月14日の内閣府のエネルギー・環境会議は、「2030年代の原発ゼロ」を盛り込んだ「革新的エネルギー・環境戦略」を確認しました。その内容は、パブリックコメントに寄せられた国民の意見を十分反映したものではなかったが、財界やアメリカが「原発ゼロ」方針の決定に猛反発して政府に圧力をかけた結果、野田政権は「2030年代の原発ゼロ」さえ閣議決定しませんでした。一方で衆議院選挙では原発ゼロを公約するなど矛盾しています。

政権の腰砕け状況をふまえ、日本電源開発が青森県・大間原発の建設再開を発表し、日本経団連が東京電力・柏崎原発の再稼働を求め、日立がイギリスの原発事業会社の買収を発表するなど、原発推進勢力のまきかえしが一気に強まっています。

残留セシウムが規制値を超えて出荷停止となる農産物がなくならないなど、福島原発事故の被害は広がり続けています。それにもかかわらず、東京電力は損害賠償を抑制する姿

勢を露わにし、政府の除染作業をはじめとする対策も進まないなど、被災者軽視の動きが強まっています。その大本には、東京電力も政府も事故を人災と認めていないことが挙げられます。事故収束に携わる労働者の健康管理がおざなりにされていることなども含め、安全、安心な社会をめざす上での「原発ゼロの日本」の実現が緊急の課題であることを示しています。

4. TPP参加など自由貿易を推進する動きも引き続き強まっている

郵政民営化法の成立も受けて、10月末には、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険を2015年秋の上場をめざす計画が明らかにされました。10月22日には、食品安全委員会（内閣府）が、輸入牛肉の月齢条件を20カ月以下から30カ月以下に緩和することを容認する答申を行いました。これらは、TPP参加の「前提条件」としてアメリカ政府が日本政府に求めたものです。

TPP交渉そのものは、交渉協議が進展しておらず、決着の見通しは見えていません。

TPP参加反対の世論と運動が広がるなかで、8月末にはTPPに反対する超党派の国会議員が集会を開催されました。TPP参加の問題は世論を二分し、政治選択の大きな課題となってきています。とくに地方選出議員で反対姿勢を示す者が多く、その点に目を向けた春闘期の取り組みが重要になっています。

5. 2013年春闘を前に財界、大企業は雇用破壊、賃金抑制の動きを強めている

相次ぐリストラ「合理化」でモノづくりの基盤を自ら破壊して競争力を低下させながら、電機の大企業は13万人もの大規模な人減らしを強行し始めています。パナソニック、シャープ、ソニーなど主要な電機大手企業は、2013年3月期決算が大幅な赤字になることを発表しました。また、IBMでの「ロックアウト解雇」など、労働者の人格さえ否定しかねない解雇も起きています。

円高や領土問題に端を発した中国の日本製品排除の動きなどもあって、自動車など外需依存を強めてきた産業での「合理化」圧力も高まり、2012年9月の有効求人倍率は3年2ヵ月ぶりに前月比マイナスとなりました。

このようななかでの2013年3月末の「金融円滑化法」の期限切れへの懸念が、地場の中小零細企業などから高まっています。

財務省が10月22日に発表した2012年9月の貿易収支は約5,500億円の赤字となりました。2012年上期でも海外投資の収益を含めた経常収支は黒字を維持しているものの、輸出減と輸入増によって貿易赤字は累増しています。多国籍大企業の身勝手な生産拠点の海外移転や、原発依存に偏重したエネルギー政策の失敗がこれらの結果に反映しています。その犠牲を国内の下請け企業や労働者に転嫁する動きを大企業は強めています。

消費税増税による不況を想定した国内型産業での「合理化」も始まり、イオンは非正規社員割合9割の経営方針を出しました。

経団連の調査（2012年6～8月）では、会員企業の役員調査で、定期昇給を見直して査定昇給を強めるとの回答が6割弱にのぼり、一段の賃金個別化による賃金抑制の動きも強まっています。

6. 雇用とくらしの不安が広がっている時に政治が停滞し、右傾化が深刻化している

9月に実施された民主党代表選挙で再選された野田首相は、予算執行の担保となる特例国債発行のための特例法をも「人質」に衆議院の解散先延ばしの姿勢を強め、国民不在の政局争いに明けくれ、権力の座にしがみついていた。

同時期に行われた自民党総裁選挙では、集团的自衛権行使が声高に論議され、最もタカ派の安倍晋三氏が選出されました。9月28日には、過激な反動政治を主張する日本維新の会が正式に発足しました。

10月25日、東京都の石原知事が辞任して国政復帰をめざすことを表明し、31日に正式に辞職しました。日本維新の会などとも連携した「最右派の第3極づくり」を表明し、右傾化の流れを加速させました。

国民に追い詰められた野田政権は11月16日に衆議院を解散しました。

7. 第49回総選挙の結果について

12月16日に投票された第46回衆議院選挙での各政党の獲得議席は、自民党・294、民主党・57、日本維新の党・54、公明党・31、みんなの党・18、日本未来の党・9、共産党・8、社民党・2、新党大地、国民新党・各1、無所属・5の結果となりました。

自民党が、単独で絶対安定多数を確保して政権復帰となり、連立相手の公明党とあわせれば再議決可能な3分の2の議席を確保しました。一方で民主党は、57議席と大幅に減らし、かろうじて野党第一党を確保する惨敗の結果となりました。

国民の意思がより反映する比例区の結果を前回（2009年9月）と比べると、自民党はプラス1、公明党は同数の結果でしかありません。民主党が171議席減らし、その分が総選挙直前に結成された新たな政党（日本維新の会と日本の未来）と、みんなの党の議席に回っています。12もの政党が乱立した状況のもとで、消費税増税などの公約違反を繰り返した民主党への批判が、離合集散で誕生した「にわか政党」に分散したことは明らかです。

そのような有権者の投票行動が、1選挙区1人の当選者しか生み出さない小選挙区での自民党「圧勝」の要因になっています。

今回の選挙は、民主党の失政への国民批判と、主権者の意思をゆがめる小選挙区制度での自民党の「勝利」につながっています。自民党が総選挙で掲げた大胆な規制緩和などの構造改革推進や、集团的自衛権行使、国防軍設置などの軍事大国化推進の公約が支持されたとは到底言えません。

消費税増税、TPP参加、原発ゼロの日本実現などでの国民の要求傾向と、選挙結果には大きな乖離があり、これらの要求にもとづく政治選択が行われた結果とも言えません。

総選挙後の新たな政治状況のもとでも、国民の世論と運動が政策決定のカギを握り、政治を動かす原動力となる状況は、いささかも変わっていません。労働者、国民要求にもとづく共同を広げ、悪政の強行を許さない国民運動が求められています。

今回の総選挙での投票率は **59.32%** と、戦後最低を記録しました。民主党には裏切られた、しかし自民党には、という有権者が、受け皿となる政党をつかみ切れなかった結果と考えられます。12月26日に発足した安倍政権は早速、原発推進や生活保護切り下げなど政治を逆戻りさせる発言を始めています。選挙制度の弊害是正とあわせ、議会制民主主義の形骸化に歯止めを打つ仕組みづくりが強く求められています。安倍政権は選挙前から国防軍の創設や国会議員定数削減、憲法改悪を目論んでおり危険な内閣です。国民の要求と新政権の狙いが新たな矛盾を生み出すことは明確です。

8. 政治の転換を求める世論と結んだ個別要求分野での運動が前進している

2012年3月から開始され、大飯原発再稼働を政府が決定した時期から参加者が増えた原発首都圏連合の呼びかける金曜日の官邸前行動は半年を超えて継続されるとともに、全国各地の行動が120ヵ所に広がっています。

また、10月には、青森県・大間原発建設再開に反対する1万人規模の行動が札幌で開催されました。行動を直接起して政治に影響を与えようとする市民の行動は、原発課題だけでなくTPP参加反対や貧困なくせの課題でも起きてきています。

8月の消費税増税法案成立後も、消費税増税反対が過半を占め続け、TPP参加反対でのオール北海道の取り組みや、オスプレイ配備反対での沖縄県民10万人集会(9月)など、アメリカ言いなりの国政に対する地方からの反撃も一気に強まってきました。

J A全中が「脱原発に向けた取り組みを実践」するとの大会方針を10月に決定し、道州制反対の立場を明確にする自治体首長の「地方を守る会」や、「脱原発首長会議」なども活発な運動を進めています。

大企業中心、アメリカ追従の社会の矛盾と真正面から向きあう個別の課題でのこれらの運動の高まりは、国民の要求実現を「阻んでいるもの」をあぶり出し、大企業中心社会からの転換や安保条約破棄の要求運動への前進の可能性を内在しています。

それだけに、たたかう立場を明確にした全労連の奮闘への期待が高まる情勢にあります。

II 労働者・国民と職場、地域の状況

1. 貧困と格差が深刻化する一方で、日本社会では富裕層が増加している

2000年代末のジニ係数で日本は0.329と、OECD34カ国中11位となり、ジニ係数(格差)は拡大傾向にあります。(ジニ係数=主に社会における所得分配の不平等さを測る指標)

そのなかで、2009年の相対的貧困率(貧困線に満たない世帯員の割合)は16.0%、「子どもの貧困率」(17歳以下)は15.7%となっており、いずれも90年代以降一貫して増加し、改善傾向は見られていません。とくに、生活保護受給者約211万人のなかで、労働者を含

む「その他世帯」の受給数が2010年からの2年間で6万世帯増加していることは、労働者の貧困化を示しています。

このような労働者の貧困化の進行は、児童虐待の急増、経済的理由による自殺者増などに反映していることを政府資料（労働経済白書）でも指摘するところまで悪化しています。

その一方で、アメリカの資産会社が調査した結果では、「100万ドル以上の投資可能資産を有する富裕層」が、日本はアメリカに次ぐ182万人（2011年）で、前年比4.8%増となっている。大企業への富の集中（資本金10億円以上企業のみで内部留保266兆円）とあわせ、富の偏在が進んでいます。その原因は、税、社会保障制度による「富の垂直的な再配分機能」の低下です。

このような状態が顕在化している時に、逆進性の強い消費税を増税し、最低生活保障の基準である生活保護基準を引き下げる施策の逆行と弊害は明らかです。

2. 賃金低下に歯止めをかけ最低賃金を引きあげる「産別・地域一体の運動」を

国税庁の2011年民間給与実態統計調査の結果では、民間企業の労働者の平均給与は409万円で、2010年に比べて3万円（0.7%）下回りました。

業種別に見た場合、もっとも高額だったのは「電気・ガス・熱供給・水道業」の713万円で、もっとも低い「宿泊業、飲食サービス業」の230万円の3倍弱という産業間格差は改善していません。男女別では、男性が前年比3万6,000円（0.7%）減の504万円、女性が同1万4,000円（0.5%）減の268万円という状況にあり、年収200万円以下の労働者は全体の23.4%・1,069万人にのぼり、常用労働者の4人に1人がワーキングプアという状況もまったく改善していません。

2012年最賃闘争では、中央最賃審議会の目安は「Aランク5円、BCD各ランク4円」と低水準でしたが、38の地方審議会が目安に1～4円の上積み改定を実現させました。改定後の金額水準は、800円台が東京（850円）、神奈川（849円）、大阪（800円）の3地方にすぎず、700円台が15地方、600円台は29地方にのぼり、地域間格差がさらに拡大する結果となりました。最高額の850円（東京）と最低額652円（島根）には298円（23%）もの格差が生じていることは見すごせません。

3. リストラ「合理化」、解雇・雇止め反対、労働条件改善のたたかいを

2012年7月の完全失業率（季節調整値）は4.3%、男性は4.5%で前月と同率、女性は4.1%と前月に比べ0.1%上昇し、15～24歳の完全失業率（原数値）が8.3%と1年前に比べ0.2%上昇しました。

文部科学省の2012年度の学校基本調査（速報）によると、2012年春の大学卒業者のうち「正規の職員等でない」「一時的な仕事に就いた」「進学も就職もしていない」をあわせた「安定的な雇用に就いていない人」が12万8,224人にのぼっています。青年層の雇用状況の悪化は深刻です。

人員不足の深刻さが指摘される病院の勤務医を対象にした調査で、週当たりの全労働時間が「60時間以上」の割合が40.0%を占め、年次有給休暇の取得日数は約半数が「3日以下」であったことに示されるように、長時間過密労働の実態改善も進んでいません。

10月1日には「改正」労働者派遣法が施行され、10月10日の労働政策審議会では労働契約法「改正」（有期契約）に関わる政省令案の答申が行われました。10月2日には、「改正」高齢者雇用安定法の省令検討が開始されています。なお、年金支給開始年齢の引き上げにともない、60歳段前半の賃金水準、体系等について大企業での検討が進んでいることをマスコミが報道しています。高齢者雇用義務化を口実にした人事、賃金制度の改悪の動きも、NTTなどで顕在化しています。

パート労働法の実効性ある改正を実現し、労働者派遣法などの再改正を求める取り組みを進める上でも、「改正」法の職場への適用についての取り組みは重要です。

無期原則の雇用実現を求め、必要な人員確保と賃下げなしの労働時間短縮を使用者に迫り、差別・選別のない高齢者雇用を実現するなど、制度闘争とも結んだ職場のたたかい強化が求められています。

4. 「構造改革」再強化を政治が争い、公務員バッシングはさらに激化している

総務省の調査では、地方自治体の82.2%が行政改革計画を策定し、歳出削減、定数管理、委託事務見直し、民間委託などの計画の割合が高くなっています。

このようなもとの、財務省は、総務省を通じて地方公務員の国家公務員並みの給与削減を要請するなど、地方自治への介入を強めています。

大阪市での職員基本条例などの成立も受け、政治活動制約を強める地方公務員法「改正」の政治的な動きが活発化するなど、公務員労働者の権利侵害の動きも強まっています。このようななかで、公務員労働者の労働基本権回復とかかわる公務員制度改革法案は成立の目途さえ立っていません。

2012年秋の臨時国会には、退職手当削減、年金制度一元化、60歳代前半の雇用継続などが課題になるが、これらの法案審議ともかかわって、公務員バッシング（公務リストラ）がさらに強まる危険性は高いといえます。

5. 大企業の社会的責任を問うたたかいは労働者の権利を前進させる上でも重要

精密工学機械の大手企業オリンパスでの損失隠しや、会長が特別背任で逮捕された大王製紙など企業不祥事が相次いでいます。短期の収益確保を最優先し、企業の社会的責任を軽視する新自由主義的な企業経営の弊害、企業内部のチェック機能低下の表面化です。

この間、2008年リーマンショック直後の非正規切り・派遣切りにあつた労働者が、企業の雇用責任を問う裁判で、契約不更新条項をタテに有期雇用の雇止めを正当化し、派遣先企業の雇用責任をまったく認めない判決が相次いで出されています。会社再建中の企業での整理解雇4要件の適用を緩和したJAL不当判決、建設アスベスト裁判やイレッサ薬害

裁判での企業責任を免責する判決なども同様に、労働者の雇用、権利より企業の経営や利益を重視する司法判断が相次いでいることは軽視できません。

個別事件での勝利とあわせ、とりわけ大企業の社会的責任を追及する社会的な運動は、いまだからこそその強化が求められています。

6. 厳しい情勢のもとでもねばり強くたたかって成果を勝ちとることが重要

11年に及ぶたたかいで、NTTに50歳選択定年制を廃止させた通信労組や、8年間のたたかいで組合員43人全員の正社委員化を勝ちとったJMIU・光洋シーリングテクノ関連支部の成果など、たたかう労働組合ならではの成果も勝ちとっています。

新しい労働組合の結成、加入が各地から報告され、解雇争議などの勝利的解決も少なからず勝ちとっています。

毎週金曜日の官邸前行動に呼応した各県での行動を県労連と傘下組織が支え、「原発ゼロ京都ネット」の結成や、「さよなら原発北海道1万人集会」は広範な共同で1万2,000人が参加して成功するなど運動の継続と発展も確認できる状況にあります。

これらのたたかいの成果、到達点をさらに発展させる構えで、'13春闘に取り組みます。

Ⅲ. 岡山県の経済・雇用情勢の特徴

(1) 2012年8月3日、改正労働契約法が参議院を通過し、10日に公布されました。この法律は有期雇用契約法ともされ、契約社員やパートなど働く期間が決まっている有期雇用の労働者が同じ会社で5年を超えて働いた場合、本人の希望に応じ期間を限定しない「無期雇用」への転換を企業に義務付けるとされています。しかし、実際には無期雇用を嫌う経営者が有期雇用契約の労働者を雇止めする危険性が十分にあります。法律では期間満了後の雇用継続は、「雇止めが客観的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は契約更新される」とされているものの、弱い立場にある有期雇用契約者に自動的な雇用延長が認められるとは言い難いものです。社会通念上などの曖昧な文言であっても法の趣旨は生かされるとしているが、そんなことが通るような社会の状況ではありません。実際に労働者派遣法の3年を超えた場合の正規採用義務は大企業の大量解雇の前に有効に働いていません。労働局さえも、派遣会社が申し入れた場合として責任を転嫁しています。法的な縛りがないにもかかわらず、すべてを労働者と使用者の契約上の問題にすり替えるやり方と言わざるを得ません。しかも、賃金や勤務時間などの労働条件は、無期雇用へ転換後も有期のときと原則同じとするというもので、正規職員との差別化を図っていることは問題のある法律です。非正規の労働者が全国的に35%、1,800万人となり大企業の要請に従って、賃金の低い労働者を大量に生み出しておりパート・臨時の雇用環境はますます悪化しています。こうした非正規雇用の実態は正規社員の低賃金と非正規化を促進しています。

1) 雇用関係

総務省が平成 24 年 7 月 31 日に発表した労働力調査（平成 24 年 4 月～6 月平均）によると、全国での就業者数は 6292 万人で、前年比 21 万人の減少。完全失業者数は 300 万人で、前年比 19 万人の減少となっています。

中国地方では、就業者数は 360 万人で、前年比 10 万人の減少。完全失業率は 3.7%で、前年比 0.1%上昇しています。

平成 24 年 8 月時点で岡山県の有効求人倍率は 1.11 倍で、前月比 0.01 ポイント上昇となっています。有効求職者数は 37,624 人で前月比 1,262 人減少しています。

2) 労働時間

岡山県の年間平均総実労働時間は全国平均と比較すると 100 時間近く多い傾向にあります。平成 23 年の全国平均所定内労働時間は 1645 時間で、岡山県の場合 1750 時間となっており、前月比 5 時間の増加です。

3) 賃金事情

平成 22 年度の常用労働者の一人平均月間現金給与総額は企業規模 30 人以上の場合、全国平均 360,276 円、岡山県では 360,316 円となっています。前年比 6,530 円の上昇です。企業規模 5 人以上の場合、全国平均 317,321 円、岡山県では 309,339 円となっています。前年比 3,070 円の減少です。平成 12 年度からの推移と比較すると、企業規模 5 人以上の場合、10 年間で 25,897 円も減少しています。しかし、企業規模 30 人以上の場合、36 万円台で安定し続けており、変化がほとんどありません。

4) 岡山県内のパート・非正規労働者

岡山県内におけるパートタイム労働者比率の推移をみると、企業規模 5 人以上の場合、平成 22 年度時点で 23.3%、前年比 0.8%増加となっています。企業規模 30 人以上の場合、平成 22 年度時点で 18.3%、前年比 0.3%減少となっています。平成 14 年度から見ても、いずれの企業規模でも全国平均を下回っています。

1 人平均月間現金給与総額の推移をみると、企業規模 5 人以上の場合、平成 22 年度時点で 102,678 円、全国平均 95,790 円を 6,880 円上まっています。企業規模 30 人以上の場合、121,596 円、全国平均 105,146 円を 16,450 円上まっています。これは②の労働時間に記してあるように岡山県の場合、労働時間が全国平均を上まっていることが背景にあると考えられます。

5) 非正規労働者の処遇状況

平成 21 年度企業規模別にみた正社員への転換制度の有無調査では、企業規模 100 人以上で「あり」が 43.3%「なし」が 56.7%、企業規模 50 人以上で「あり」が 37.4%「なし」が 62.6%、企業規模 30 人以上で「あり」が 30.5%「なし」が 69.5%、企業規模 5 人以上で「あり」が 27.2%「なし」が 72.8%となっています。処遇を決める際、正社員との均衡について、「考慮する必要がない」がいずれの企業規模でも 40%以上を占めています。労働契約法が改正され、有期労働契約の新しいルールができたこととされていますが、抜け穴も多く正

規労働者との格差は改善に至っていません。

6) 女性労働者

岡山労働局の調査によれば、平成 17 年の岡山県の常用雇用者総数は 775,750 人で、女性の雇用者数は 335,149 人です。雇用者総数に占める女性の割合は 43.2%と、その割合は調査ごとに高くなっていることを示しています。平成 20 年の岡山県の一般労働者の所定内給与額は、男性 303,500 円女性 218,800 円となっています。厚労省の調査した「賃金構造基本統計調査報告」によると、性別ごとの決まって支給する現金給与（定期給与）の推移を表しています。平成 22 年度の男性全国平均 354,600 円、女性全国平均 243,200 円となっており、岡山県の場合、男性 329,500 円、女性 228,200 円となっており、全国を 100 とした場合、平成 22 年度の岡山県は男性 92.9%、女性 93.8%という結果になっています。男女間の賃金格差は平成 17 年度から平成 22 年度を通して約 10 万円の差があります。

(2) 岡山県の新規学卒者の雇用情勢

1) 岡山労働局の報告によると、平成 23 年度における岡山県内の新規学校卒業生就職決定率は中学校 12.8%、高等学校 94.9%、大学 75.6%となっています（2012 年 2 月時点）。大卒者の場合、1991 年度の調査以降 4 番目の低さになっています。大卒女子の就職決定率は 93.7%、男子は 95.5%といずれも前年同期を上回っています。

2) 平成 24 年 6 月 4 日、石井正弘知事をはじめ、竹井教育長、大崎岡山労働局長らは合同で岡山県経営者協会を訪問し、新規学卒者の正社員としての採用枠拡大、フリーター等の若者に対する正社員採用の推進、障害のある人の雇用の場の確保などを要請しました。

3) 岡山県は地方に避難している被災県民への対応として、当面の雇用の場を提供という名目で県臨時職員の求人を行っています。しかし、臨時の雇用であり、生活を全面的に保障する対策とは言えません。

4) 岡山県労働局雇用均等室が受理した平成 23 年度の相談件数は 1,948 件でした。そのうち 1,363 件が育児・介護休業法に関する相談でした。平成 22 年度と比較すると相談件数はほぼ半減しています。妊娠・出産、育児を理由とする不利益取り扱いに係る相談は 127 件あり、前年度と比較すると 3 件の増加です。内容は退職の強要が 27.6%と依然高いままです。また、平成 20 年度以降、妊娠・出産、育児を理由とする不利益取り扱いに係る相談は増加傾向にあります。

IV. 組織の拡大・強化、全労連・岡山県労会議の影響力拡大の取り組み

全労連大会で決定した「組織拡大中期計画（2012～2015 年度）」を具体化し、県労会議の中期計画を作成して、組織拡大に実践にふみだす春闘とするため、全組織が目標と課題をもって取り組みを進めます。

(1) 単産間の運動交流や、単産と県労会議が共同した地域課題での運動づくりなどを具体化する討議を組織します。あわせて、単産と地域組織が共同した組織拡大運動を地域で

取り組むことをめざして具体化します。春闘共闘結成総会では組織拡大強化についての学習と討論を組織します。

(2) 労働者要求での共同行動を未加盟の労働組合に積極的に働きかけることを基本に、労組訪問の具体化をはかります。

リストラ・雇用破壊反対、国民的課題での共闘、地域経済・中小零細企業（国内需要の拡大）、労働条件底上げ（最低賃金、公契約運動）の課題での共同などを地域で強めます。

(3) 職場と地域の双方で総対話と共同を徹底する。

要求の討議段階から、対話と共同を徹底し、「労働組合運動の前進で要求実現を」の働きかけを強めるなど、地域の中で労働組合の姿が見える活動を意識して取り組みます。そのためには1) 中立労組への春闘課題での共同の追求、2) 自治労への非正規労働者の賃金引き上げを求める闘いへの働きかけ、3) 中小業者との経済対策や地域活性化に向けた対話で共同闘争の展望を開きます。

(4) 組織拡大強化中期計画の具体化、実践を着実に進めます。

中期組織拡大計画を作成して、着実に前進する県労会議の方針を確立します。

県学習協と連携した労働学校や憲法学習などに取り組み、組合員の自覚と結集を強めます。また、労働組合の性格と任務を学び組織拡大の重要性を全組合員のものにする運動を強化します。

V. 重点とする課題と取り組み

1. 解雇、失業に反対し、雇用の安定をめざして取り組む

(1) 実効あるパート労働法改正をめざし、全労連に結集して署名、国会議員要請、関係団体要請行動などに取り組みます。

(2) 労働契約法（有期雇用）、高齢者雇用安定法（60歳代雇用継続）の悪用を許さず、要求前進をめざし協約締結運動を職場から強化します。

「改正」法をはじめ労働法制の学習の場の設定を呼びかけ、「労働条件チェック」運動など組合員参加の取り組みを強めます。

(3) 電機などでのリストラ「合理化」に反対する全国運動を地域で具体化して取り組みます。

(4) 公契約適正化運動とも結んだ公務関連職場での非正規職員の待遇改善に取り組みます。公契約運動は12月段階から県内自治体との懇談を開始しています。

(5) 派遣法、労働契約法再改正も視野において、全労連に結集した「直接・無期雇用が当たり前＝若者にまともな雇用を」キャンペーンを2月段階に全国的規模で取り組みます。

(6) 青年労働者への働きかけも含めた全国的な集中宣伝や青年の就職相談110番の実施、ホームページの活用などを検討します。

2. 賃金の改善、底上げ、格差是正を求めて取り組む

(1) アンケートもふまえた「統一賃上げ要求」と「最低賃金改善要求」を確認し、産別統一要求に反映させ、要求実現に全労連の運動に結集します。

2月中の要求確認と提出、ストライキをはじめとする実力行使体制を支援して、3月中旬(13日を想定)の集中回答日に向けた活動を県労会議全体の運動に広げます。

県労会議は2月20日を春闘前段の地域総行動に取り組み、賃上げと春闘要求実現の世論喚起を行います。

3月5日に集中回答日に向けたたたかいを意思統一する中央行動と連動した闘いを地方でも組織します。

(2) ストライキ激励行動や、要求実現をめざす全組合員行動、地域での集会・デモなどを集中回答日と翌日に配置します。ストライキなど実力行使体制確立の課題に「消費税増税中止、社会保障改悪反対などの『暮らしを守る要求』」を含めることを呼びかけ、両日あわせて3月14日「50万人規模の行動(暮らしを守る地域総行動)」を組織して世論に訴え、経営、当局を包囲します。

(3) 「50万人総行動」の成功をめざすためにも、地域での春闘交流会、討論集会の開催を単産の協力を得て具体化します。その成功にむけて全労連新聞を活用した「春闘学習資材」の活用を呼びかけます。

(4) 全国一律最低賃金時給1,000円への着実な接近をめざして取り組みを強めます。

C・Dランク地方でのたたかいを強め、最低賃金の底上げをめざします。生活保護との乖離の即時是正、「生活保護以下の最賃なくせ」の取り組みを強めます。

主体的な最賃闘争の強化とあわせ、時給1,000円実現も含めた中小企業対策拡充に向けた共同を追求するため、単産、地方での中小企業訪問活動などの具体化を呼びかけます。「最賃引き上げで地域活性化ポスター(仮称)」を春闘共闘と共同して作成し活用を呼びかけます。最賃賃金審議会委員の公正任命を求め、候補者擁立に取り組みます。

最低賃金改善ともかかわって、生活保護改悪に反対する取り組みを進めます。

(5) 企業内最低賃金協約運動を強化し、生計費原則の賃金、均等待遇の実現をめざします。最低生活費調査をもとにした「年齢別最低生計費試算」による年齢別要求(経験年数抜きの年齢別最低生活費=だれでも〇〇歳〇〇万円以上の要求)の討議を呼びかけます。

①「誰でも時間額100円以上、月額1万円以上の賃金引き上げ」の獲得

②「誰でも時間額1000円以上、日額7500円以上、月額16万円以上の賃金水準」

(6) 共同行動を軸に、統一行動で地域から春闘の風を吹かせよう

2013年県春闘共闘の行動日程

1月11日(金) 18時～ 県労旗びらき

1月26日(土) 第39回幹事会・県春闘共闘発足総会

2月20日(水) 地域総行動(消費税と最賃)

2月末要求提出

3月3日(日) 県春闘共闘学習総決起集会(デモ行進を含む)

3月5日（火） 春闘中央行動

3月10日（日） 震災2周年東日本の復興と原発ゼロを求めるデモ行進

3月13日（水） 全国一斉回答指定日

3月14日（木） 暮らしを守る総行動（生活保護と JAL 宣伝）

4月11日（木） 春闘中央行動に合わせた消費税増税中止行動（消費税と憲法）

5月1日（水） メーデー

(7) 公契約条例制定運動を全県的に前進させるため、共同行動の追求や事業主との懇談を進めます。

(8) 公務員労働者の労働基本権や政治活動の自由の制約を強める条例制定に反対します。公務員労働者の権利回復に向けた制度改正の取り組みを継続します。

3. 労働時間改善など良質な雇用確保をめざして取り組みます

(1) 労働時間短縮運動を強化する。1日2時間、月24時間、年150時間など内容での「3.6協定」締結を追求します。特例条項付き「3.6協定」の撤廃など、長時間過密労働の是正を求め、制度と運用の双方から取り組みを強めます。

(2) 年次有給休暇取得率、週労働時間60時間以上労働者の解消など、具体的な改善目標を確認した労働時間短縮取り組みを産別主導で強めます。

(3) 「直接・無期雇用が当たり前＝若者にまともな雇用を」キャンペーンとも連携させ、非正規労働者の正規化、人員確保要求を重視した職場の取り組み強化を呼びかけます。

4. 消費税増税、TPP参加阻止、原発ゼロの実現をめざす国民共同などの取り組み

(1) 消費税増税、TPP参加阻止、原発ゼロの実現の3課題での署名を国民共同の前進をめざす取り組みとして進めます。TPP参加阻止を訴えるデモ行進を組織します。

(2) 「3.13 重税反対行動」と第1次集中回答日翌日の行動を、「暮らしを守る総行動」と位置づけ、国民的な共同も呼びかけて、全国「50万人総行動」の岡山県内版として取り組みます。消費税増税ストップを県民に呼びかけます。

(3) 原発ゼロの世論づくりをさらに進めるため、早期復興の課題とあわせ全労連の呼びかけに応じて連帯行動（集会、宣伝、デモ）を企画します。金曜イレブンアクションは継続して取り組みます。具体的には金曜イレブンアクション中国電力岡山支社抗議行動の継続と3.11震災2周年を記念した3.10行動を共同の力で成功させます。

震災と原発被災地・被災者への支援活動を具体化します。当面は全労連に結集しながら支援活動を行います。同時に、原発被災者への支援活動を県内の団体と共同して進めます。

(4) 生活保護改悪反対、年金支給額切り下げ反対・最低保障年金制度確立を中心に、社会保障改悪反対の取り組みを社会保障推進協議会に結集して取り組みます。

教育費無償化など、子どもの貧困対策、教育権保障の拡充を求める取り組みでの共同を強め、就職連や人県連の運動に結集しながら取り組みます。

(5) 全労連が企画している 2 月 8 日の「まもろう生活、ふやそう内需」中央行動に結集し、労働者の制度要求、国民課題での要求実現を求めて終日行動に取り組みます。

4 月段階での中央行動など、国会状況もふまえた連鎖的な行動にも結集します。

5. 改憲策動に反対し、核兵器廃絶、安保破棄をめざす取り組み

(1) 沖縄など米軍基地所在県の取り組みと連帯した全国行動に結集します。

(2) 全労連が準備を進めている改憲に反対し憲法擁護の世論形成に向けた「憲法が輝く日本（仮称）」署名に 5 月 3 日より取り組みます。憲法改悪反対岡山県共同センターに結集した署名・宣伝行動をはじめ、県学習協のすすめる憲法コース（勤労者通信大学）に取り組みます。

(3) 核兵器廃絶署名を引き続き推進し、3.1 ビキニデー、原水爆禁止国民平和行進・世界大会の成功のために結集します。

(4) 秘密保全法制定反対、比例定数削減反対、「つくる会教科書」採択反対など、民主主義擁護の署名運動に継続して取り組みます。

(5) 安保破棄の運動を継続し、毎月 23 日の定例宣伝に取り組みます。

6. 労災職業病・過労死をなくす運動

(1) 過労死予防基本法の制定に向けて署名行動に取り組みます。

(2) じん肺・アスベスト被害者の早期救済、被害根絶など国の責任を明確にした石綿基本法の制定や、労災日程などの保障に向けた運動を強化します。

(3) こころの健康の推進を求める立法制定にむけて民主団体と共同して取り組みます。

(4) 2013 年 6 月 1～2 に広島県で開催される第 5 回ブロックセミナーに積極的な参加をめざします。

7. 政治の民主的転換をめざす取り組み

全労連「選挙闘争方針」にもとづき 2013 年参議院選挙での取り組みを呼びかけます。

2013 年 10 月 8 日投票で行われる岡山市長選挙では革新首長誕生に向けて奮闘します。

2013 年は 1 月 27 日投票の倉敷市議選挙をはじめ、4 月 16 日投票の赤磐市、23 日投票の新見市など県下各地で議員選挙が始まります。組合員の選挙活動の自由を保障しながら学習会を重ねて地域自治体の施策への関心を高めます。

以上。